

長崎県版 SDGs ロゴマーク使用要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県版 SDGs ロゴマークの使用に際して、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 長崎県版 SDGs ロゴマークはガイドラインに定めたとおりとする。

(ロゴマークに関する権利)

第3条 ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、長崎県に帰属する。

(使用の対象者)

第4条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定める者とする。

- (1) 「長崎県 SDGs 登録制度」登録企業
- (2) 県及び県がロゴマークの使用を認めた者

(使用の範囲)

第5条 ロゴマークは、SDGs の普及・啓発のために、使用することができる。ただし、次の各号に掲げる内容に該当する場合は使用することができない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものに使用すること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教等の活動に使用すること。
- (3) 特定の商品やサービスの販売等、営利目的で使用すること。
- (4) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。
- (5) その他、県が不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) デザイン等を変更することがないように、ロゴマークの使用ガイドラインに従って、使用すること。
- (2) ロゴマークを用いて、商標及び意匠登録の出願をしないこと。

(使用の禁止)

第7条 使用者が第5条に定める使用の範囲を逸脱して使用を行った場合、県は当該使用者に対し、ロゴマークの使用を禁止することができる。

(使用料)

第8条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用者の責任)

第9条 使用者がロゴマークの使用により、県に損害を与えた場合、県はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、事故の責任と負担において対応するものと

し、県は損害賠償、損失補填、その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の報告)

第10条 県は、ロゴマークの使用者に対して、必要に応じ、使用状況等の報告を求め、必要な調査を行うことができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、長崎県版 SDGs ロゴマークの使用において必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。